

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律(平成17年3月25日公布 平成17年4月1日施行)

【改正の概要】

1 自動車取得税の税率の特例関係

- (1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を2年延長

[電気、天然ガス、メタノール]

対象車	特例措置
自家用(軽自動車を除く)	通常税率5% - 2.7%
営業用、軽自動車	通常税率3% - 2.7%

[ハイブリッド]

対象車		特例措置
バス、トラック	自家用(軽自動車を除く)	通常税率5% - 2.7%
	営業用、軽自動車	通常税率3% - 2.7%
その他	自家用(軽自動車を除く)	通常税率5% - 2.2%
	営業用、軽自動車	通常税率3% - 2.2%

- (2) 平成16年排出ガス規制適合車(軽油を燃料とする車両総重量12t超のトラック・バスに限る)に係る税率の軽減措置の廃止

(平成15年4月1日～平成16年9月30日までの取得に限る。)

対象車	特例措置
自家用	通常税率5% - 1%
営業用	通常税率3% - 1%

- (3) 超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度に基づく認定車に係る税率の特例措置の廃止

(平成15年4月1日～平成17年3月31日までの取得に限る。)

対象車	特例措置
自家用	通常税率5% - 1.5%
営業用	通常税率3% - 1.5%

2 肉用牛の売却による農業所得の課税に係る特例措置の延長関係

免税対象飼育牛の売却による農業所得に対して所得割を課さない等の特例措置の適用期限を3年延長

3 軽油引取税関係

法律の条項ずれに伴う規定整備

施行日	平成17年4月1日
-----	-----------